

放送大学学園服務規律委員会規程

平成15年10月1日

放送大学学園規程第14号

改正 平成19年3月30日、平成21年3月30日・

9月15日、平成28年3月8日

(趣旨)

第1条 放送大学学園の役員及び職員（以下「役職員」という。）の服務に関し、必要な調査及び助言等を行うとともに、懲戒処分等に関する審査を行い、もって、役職員の服務規律の厳正な確保を図るため、服務規律委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、総務担当理事が主宰する。

- 一 総務担当理事
- 二 学務担当理事
- 三 事務局長
- 四 総務部長
- 五 総務課長

2 委員会は、必要に応じ、総務担当理事の指名する者を委員に加えることができる。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- 一 役職員の遵守すべき服務規律の周知の推進
- 二 役職員の服務規律の遵守状況の調査及び助言
- 三 懲戒処分等を行うべき事例の審査
- 四 役職員のモラル向上のための方策の検討
- 五 その他服務に関し必要な事項

(調査員)

第4条 委員会の任務の遂行に資するため、必要に応じ、調査員を置き、総務課課長補佐及び総務担当理事の指名する者をもって充てる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年9月15日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附則（平成28年3月8日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。